作成例４－１幼稚園園則

**○○幼稚園園則**

**第１章　総則**

（目的）

**第１条**　本園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条及び第78条に従って幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

**第２条**　本園は、○○幼稚園という。

（位置）

**第３条**　本園の位置は、鳥取県○○市○○町○○番地とする。

（入園資格）

**第４条**　本園に入園することができるものは、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

**第２章　保育年限、学級数、収容定員、保育期及び休園日、保育時間**

（保育年限）

**第５条**　この幼稚園の保育年限は、○年とする。（ただし、満３歳になった月から在園している園児はこの限りでない。）

（学級数及び収容定員）

**第６条**　本園の学級数及び収容定員は次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 学　級　数 | 定　　員 |
| * 歳　児 |  | 名 |
| * 歳　児 |  | 名 |
| * 歳　児 |  | 名 |
| 計 |  | 名 |

（保育期）

**第７条**　１年を次の３保育期に分ける。

第１保育期　　４月１日から８月31日まで

第２保育期　　９月１日から12月31日まで

第３保育期　　１月１日から３月31日まで

（休園日）

**第８条**　本園の休園日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）毎月第２土曜日

（３）国民の祝日

（４）夏季休業　　○月○○日から○月○○日まで

（５）冬季休業　　○月○○日から○月○○日まで

（６）春季休業　　○月○○日から○月○○日まで

（７）前各号に掲げるもののほか、園長が必要と認めた日

（保育時間）

**第９条**　始業及び就業の時刻は、次のとおりとする。

午前○○時○○分から午後○○時○○分まで。ただし、季節により変更することがある。

**第３章　保育内容、保育時数及び教職員組織**

（保育内容）

**第10条**　保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とする。

（保育時数）

**第11条**　１日の保育時数は、○時間とし、前条に従い保育する。

（教職員組織）

**第12条**　本園に次の教職員を置く。

(１)　園長　１名

(２)　教諭　○名以上

(３)　助教諭　○名以上

(４)　養護教諭　○名以上

(５)　園医　○名

(６)　事務職員　○名

２　園長は、園務を処理し、所属教職員を監督する。

**第４章　入園、休園、退園、修了及びほう章**

（入園許可）

**第13条**　入園については、園長の許可を要する。

（入園手続き）

**第14条**　入園しようとするものは、申込書に選抜料を添えて園長に提出するものとする。

（休園又は退園）

**第15条**休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

（修了）

**第16条**　本園所定の全保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

（ほう章）

**第17条**　心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう章することがある。

**第５章　入園料・保育料及びその他の経費**

（経費）

**第18条**　入園料・保育料及びその他の経費は、次のとおりとする。

（１）入園料　　　　○○○○円

（２）保育料（年額）○○○○円　（月額○○○円）

〔注　（３）教材費、（４）施設整備費（５）暖房費等は必要に応じて記載すること。〕

２　在籍園児の保護者は、当該園児の出席の有無にかかわらず、毎月○日までにその月分を納入しなければならない。

３　納入した入園料・保育料及びその他の経費は、原則として返還しない。

（徴収免除）

**第19条**　特別の事情があり、園長が相当と認めた場合には、保育料その他の経費の一部又は全部を徴収しないこともある。

**第６章　雑則**

（雑則）

**第20条**　この園則に定めるもののほか、この園則の施行に関して必要な事項は、園長が別に定める。

**附則**

この園則は、○年○月○日から施行する。